

子ども議会 議案第3号

基肄城デー制定に関する条例の制定について

基肄城デー制定に関する条例を次のように定める。

令和元年10月5日提出

基山町長 長野篤志

基山町子ども議会 条例第 号

基肄城デー制定に関する条例

第1条 毎年10月の第1土曜日を基肄城デーとする。

第2条 毎年、基肄城や基山町の歴史をテーマとして歴史検定を行い、認定証を発行する。

第3条 史跡めぐりコースをVR（バーチャル・リアリティー）に対応するように整備する。

第4条 基山町の森林環境を整備し、基山産の木を利用して木工製品を作り、基山町をPRする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

基山町には、基肄城という歴史的価値の高い国の特別史跡があります。この基山町の宝を今以上に町内外に広めるために、基肄城デーを制定し、町内の子ども達に基山町の歴史を伝承するとともに、たくさんの方が参加するイベントを継続的に開催することで、基山町と基肄城の認知度向上を図ります。